平成25年度弁理士試験論文式筆記試験問題

「意匠」

【問題】

意匠法における部分意匠制度について、以下の各設問に答えよ。

- 1. 部分意匠制度の概要について、制度趣旨及び公知の意匠と意匠登録出願に係る部分意匠との類否判断に言及しつつ、説明せよ。
- 2. **甲**は、平成 25 年 1 月 25 日に意匠に係る物品を「ゲーム機用コントローラ」とし、コントローラスティックの形状を「意匠登録を受けようとする部分」とする部分意匠**イ**を出願した。**乙**は、同年 6 月 10 日に自ら創作したゲーム機用コントローラの物品全体の形状に係る意匠**ロ**を出願した。部分意匠**イ**のコントローラスティックの形状は、意匠**ロ**のコントローラスティックの形状と同一であった。

ただし、いずれの出願も、優先権の主張を伴うものではなく、秘密意匠に係るもので もないものとする。

- (1) 部分意匠 イが意匠登録を受け、平成25年5月30日に意匠公報が発行された場合、 意匠口は、意匠登録を受けることができるか、関係する条文を挙げつつ、説明せよ。
- (2) 部分意匠 イが意匠登録を受け、平成25年7月1日に意匠公報が発行された場合、意匠口は、意匠登録を受けることができるか、関係する条文を挙げつつ、説明せよ。
- (3) (2)において、部分意匠**イ**及び意匠**ロ**がともに意匠登録を受けたと仮定した場合、 **乙**が業として登録意匠**ロ**に類似する意匠の実施をしようとするときに留意すべきことを説明せよ。
- 3. パリ条約の同盟国に住所を有する**丙**は、平成25年1月25日にパリ条約の同盟国である**X**国において椅子の全体形状に係る意匠**ハ**の出願**A**をした。**T**は、同年3月5日に我が国に意匠に係る物品を「椅子」とし、自ら創作した背もたれの形状を「意匠登録を受けようとする部分」とする部分意匠**ニ**を出願し、**丙**は、意匠**ハ**について、同年7月5日に我が国に出願**A**を基礎としたパリ条約に基づく優先権の主張を伴う出願をした。部分意匠**二**は、意匠**ハ**の一部と類似するものであった。

ただし、いずれの出願も、特に示した場合を除き、優先権の主張を伴うものではなく、 秘密意匠に係るものでもないものとする。

- (1) **丙**が我が国で意匠**ハ**について意匠登録を受け、意匠公報が発行された場合、部分意匠**二**は、意匠登録を受けることができるか、関係する条文を挙げつつ、説明せよ。
- (2) (1) において、意匠ハ及び部分意匠二がともに意匠登録を受けたと仮定した場合、 **丁**は、**丙**による登録意匠ハの業としての実施に対し、意匠権の行使をすることができるか、説明せよ。

【100点】